(指定の申請)	指定の申請)
一・二(略)	一・二 (略)   一・二 (略)   写四条 法第三条第二号、法第五条の二第一項及び法第八条の二に規定す
設 又 は 営	設又は営業の指定)
二・三(略)	二・三(略)
第三条第一項各号の一に該当する者であることを証する書類 一 調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。)	第三条各号の一に該当する者であることを証する書類 一 調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。)
2 令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。	2 令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。
第一条 (略)	第一条 (略)
(免許の申請手続)	(免許の申請手続)
附則	附則
第五章 雑則 (第二十六条の二―第三十条)	第五章 雑則 (第二十七条—第三十条)
第一章~第四章 (略)	第一章~第四章 (略)
目次	目次
現	改正案

第五条 法第三条第一号に規定する指定を受けようとする調理師養成施設を い設立者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、調理師養成施設を 第五条 法第三条第一号に規定する指定を受けようとする調理師養成施設を

## 一~十三 (略)

ならない。

# (令第一条の二の厚生労働省令で定める事項)

第八号(修業期間及び教科課程に限る。)に掲げる事項とする。第七条 令第一条の二の厚生労働省令で定める事項は、第五条第五号及び

## (変更の承認の申請)

第八条 とによって行わなければならない 更しようとする場合は、 第五条第五号に掲げる事項 該下欄に掲げる事項を記載した申請書を、 びに次の表の上欄に掲げる事項又は事由の区分に従いそれぞれ同表の当 承認を受けようとする事項又は事由、 令 第 一条の二の承認の申請は、 四か月前) (教科課程ごとの生徒の定員に限る。 までに、 指定養成施設の名称及び所在地 変更の予定年月日、 変更しようとする二か月前 都道府県知事に提出するこ 変更の理由 を変 並

(略)	る事項又は事由	承認を受けようとす
(略)		記
		載
		事
		項

施設を設立しようとする日の四か月前までに、厚生労働大臣に提出しな成施設の設立者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、調理師養成施設の設立者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、調理師養成施

## 一~十三 (略)

ければならない。

# (令第一条の三第一項の厚生労働省令で定める事項

号及び第八号(修業期間及び教科課程に限る。)に掲げる事項とする。第七条 令第一条の三第一項の厚生労働省令で定める事項は、第五条第五

## (変更の承認の申請)

第八条 月 前 在地、 することによつて行わなければならない 表の当該下欄に掲げる事項を記載した申請書を、 理由並びに次の表の上欄に掲げる事項又は事由の区分に従いそれぞれ を変更しようとする場合は、 (第五条第五号に掲げる事項 令第 承認を受けようとする事項又は事由、 条の三第一 項の承認の申請は、 四か月前) (教科課程ごとの生徒の定員に限る。 までに、 変更の予定年月日、 指定養成施設の名称及び所 変更しようとする二か 厚生労働大臣に提出 変更の

(略)	(略)
(略)	(略)
$\overline{}$	

### (変更等の届出)

は主たる事務所の所在地)とする。
がる事項及び設立者の住所又は氏名(法人又は団体にあつては、名称又第九条 令第一条の四の厚生労働省令で定める事項は、第五条第一号に掲

処置)を記載した届書を提出することによつて行わなければならない。ときにあつては、その旨、廃止の理由、廃止年月日及び在所中の生徒の2 今第一条の四の規定による届出は、その旨(指定養成施設を廃止した 2

## (報告の徴収及び指示)

立者に対して、必要な報告を求めることができる。 第十条 都道府県知事は、必要があると認めたときは、指定養成施設の設 は

きる。
でないと認めたときは、その設立者に対して必要な指示をすることがでていいと認めたときは、その設立者に対して必要な指示をすることがで2.都道府県知事は、指定養成施設の教育方法、施設その他の内容が適当

#### (指定の取消)

## (変更等の届出)

(略) (略)

げる事項及び設立者の住所又は氏名(法人又は団体にあつては、名称又第九条 令第一条の五の厚生労働省令で定める事項は、第五条第一号に掲

は主たる事務所の所在地)とする

処置)を記載した届書を提出することによつて行わなければならない。ときにあつては、その旨、廃止の理由、廃止年月日及び在所中の生徒の令第一条の五の規定による届出は、その旨(指定養成施設を廃止した

# (報告の徴収及び指示)

立者に対して、必要な報告を求めることができる。第十条 厚生労働大臣は、必要があると認めたときは、指定養成施設の設

きる。 でないと認めたときは、その設立者に対して必要な指示をすることがで2 厚生労働大臣は、指定養成施設の教育方法、施設その他の内容が適当

#### (指定の取消)

従わないときは、その指定を取り消すことができる。の三第一項の規定に違反したとき、又は前条第二項の規定による指示にの三第一項の規定に違反したとき、並びに指定養成施設の設立者が令第一条

3 (削る) 者 の学力があると認められる者は、 年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終つた者と同等以上 号)による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令(昭和十八 (国民学校の高等科を修了した者と同等以上の学力があると認められる 法附則第三項の規定により旧国民学校令 附 則 次のとおりとする。 (昭和十六年勅令第百四十八 3 3 2 第二十六条の二 者 三 権限を自ら行うことを妨げない。 する権限は、 (権限の委任) 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、 法附則第三項の規定により旧国民学校令 法第九条の二第二 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、 令第 附 第十条第一項及び第二項に規定する権限 法第三条第 第十一条に規定する権限 則 一条の三第一 地方厚生支局長に委任する。 項第一号に規定する権限 項に規定する権限

法第九条の二第一項及び令第十九条第一 地方厚生局長に委任する。 項の規定により

- 令第一条の四及び第一条の五に規定する権限
- 一項及び令第十九条第二項の規定により ただし 地方厚生局長が当該 前項に規定
- 地方厚生局長に委任する。 ただし
- 厚生労働大臣が第二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

(国民学校の高等科を修了した者と同等以上の学力があると認められる

号)<br />
による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令 以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。 八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終つた者と同等 (昭和十六年勅令第百四十八 (昭和十

七	
前各号に掲げる者のほか、	· 六 (略)
都道府県知事において指定養成施設の入	

終つた者とおおむね同等の学力を有すると認定した者学に関し国民学校の高等科を終了した者又は中等学校の二年の課程を

### 一~六 (略)

七 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣において指定養成施設の入

終つた者とおおむね同等の学力を有すると認定した者学に関し国民学校の高等科を終了した者又は中等学校の二年の課程を